

「地方分権改革の現況
— 提案募集を中心として —」

平成29年2月23日(木)

小早川光郎

I 第1次分権委員会最終報告から提案募集方式まで

第1次分権委員会最終報告 (H13)

*義務付け・枠付け等の緩和 *事務事業の移譲 *制度規制の緩和

第2次分権委員会 (H19～22)

義務付け・枠付けの見直し：第2次勧告 (H20)，中間報告 (H21)，第3次勧告 (H21)

3つの重点事項：

*施設・公物設置管理の基準

法令による基準 → 条例による基準定立の許容 (“条例委任”)

→ 条例による基準についての法令の基準： *参酌すべき基準 *標準 *従うべき基準

*協議、同意、許可・認可・承認

*計画等の策定及びその手続

(民主党政権期 H21～24)

第1・2次一括法 (H23)

地方分権改革推進本部・有識者会議 (H25～)

義務枠見直し (H20・21 勧告の実行) = 地方に対する “規制緩和”

事務権限移譲等： 専門部会方式による取組み

雇用対策部会 H25. 5～25. 12, H27. 9～11

地域交通部会 H25. 5～26. 3

農地・農村部会 H25. 10～27. 3

第3～6次一括法 (H25～28)

II 提案募集方式の導入と推進 (H26. 4～)

地方分権改革の総括と展望 (H26. 6) (中間取りまとめ：H25. 12)

地方分権改革に関する提案募集の実施方針 (H26. 4 本部決定)

提案募集方式の概要，提案募集検討専門部会

提案募集方式による提案とその実現の実績

諸提案の事項的・内容的諸類型

- * 行政の活動・組織の枠付けの緩和の求め
- * 事務権限の移譲の求め
- * 実質において民間事業の規制の緩和を求めるもの
- * 地方公共団体の事業活動に対する規制の緩和を求めるもの
- * 民間に対する侵害権限の強化を求めるもの
- * 国の事務（直接執行事務）に関する要望
国の事務の仕組みと運用が地方フレンドリーでない実態
国のリソースの利用要望

諸提案から透けて見える諸問題

- * 関与の強さ・多さ，規定の仕方
- * 都道府県条例による事務処理特例に関連する問題点
- * 広域連合に関連する問題点
- * 法令改正による対処か，運用（柔軟な解釈）による対処か
- * “法令所管”の観念の健在ぶり

結びにかえて：“分権”，“参加”，“改善”，…